

凡 例

- 一、原文と現代語訳を、上下に付して比較検討できるようにした。
- 一、判読されて刊行された原文以外は、基本的に句読点はないが、読者の便宜を考え、適宜に句読点を付した。
- 一、原文は基本的に区切りはないが、下段の現代語訳の段落に合わせて原文を改行した。
- 一、現代語訳に当たっては、出来るだけ「原文に忠実に」をモットーとしたが、逐語訳では意味がわかりにくい部分は意訳をした場合もある。
- 一、言葉を補わなければ理解しがたいと判断した場合は、「 」内に原文にない言葉を補った。また語句の説明、あるいは簡単な注記などは（ ）内に記した。
- 一、別につけた注記は重要な事項に関するもので、単なる語彙の場合には現代語訳ですませた。
- 一、本史料には、膨大な数字が記録されている。それぞれの数字について検算を行い確認を行ったが、中には計算が合わない場合もあったが、史料としてそのままにしておいた。
- 一、現代語訳に当たって使用した史料は次のとおりである。

「吉野川筋用水存寄申上書」（四国大学凌霄文庫）

「芳川水利論」（大阪史談会『郷土史談第四集』昭和十七年）

「芳川水利論付録」「水利に関する上言」（『高川原村史』昭和三十四年・庄野家文書）

「疏鑿迂言」（『川内村史』昭和十二年）

「飯尾川新用水願草稿」（鳴門教育大学付属図書館後藤家文書）

一、現代語訳に当たっては、次の担当者が最初に文章化し、その後に研究会のメンバーで検討した。なお原文が古文書の場合は最初の担当者によって判読した。

「吉野川筋用水存寄申上書」高橋 啓

「芳川水利論」立石恵嗣・大和武生

「水利に関する上言」立石恵嗣・大和武生

「芳川水利論付録」大和武生

「疏鑿迂言」大和武生

「飯尾川新用水願草稿」高橋 啓・立石恵嗣

一、「吉野川筋用水存寄申上書」の内容を、「芳川水利論」の作者が引用した部分があるが、その箇所について両史料の現代語訳が若干異なった表現となっている。これは、現代語訳の担当者の表現によったもので、本質的な意味において相違はない。